

社会福祉法人茂樹会 介護老人福祉施設 喜びの里鷺宮 運営規程

(平成27年4月1日現在)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茂樹会が開設する介護老人福祉施設 喜びの里鷺宮（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業員が要介護状態にある入居者に対し、適正な指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、入居者の意志及び人格を尊重して、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰ができることを念頭に、施設サービスの提供に努めるものとする。

2 従業者は、入居者が、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人福祉施設 喜びの里鷺宮
- 二 所在地 埼玉県久喜市鷺宮3055番地1

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 医師 必要数

医師は、入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

三 生活相談員 1人以上

生活相談員は、入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四 ユニットリーダー 10人（各ユニットに1人）

ユニットリーダーは、それぞれのユニット内におけるユニットケア全般にわたり、入居者の把握、介護職員のローテーション、ボランティアの活用、地域交流といったさまざまなことに対するリーダーの役割を担う。

五 看護職員 3人以上

看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

六 介護職員 34人以上

介護職員は、入居者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

七 管理栄養士 1人以上

管理栄養士は、給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

八 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。ただし、日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が随時おこなうこととする。

九 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

十 調理員 必要数

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

十一 運転手 必要数

運転手は、入居者の送迎を行う。

十二 事務職員 必要数

事務職員は、必要な事務を行う。

(入居定員)

第5条 入居定員は100名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

- 一 ユニットの数は、10ユニットとする。
- 二 ユニットごとの入居定員は、10名とする。

(施設サービスの内容)

第7条 施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入居の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- 二 施設は、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して施設サービスを提供する。
  - 1 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
  - 2 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
  - 3 入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
  - 4 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
  - 5 施設の従業者は、施設サービスの提供に当って、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行われなければならない。
  - 6 施設サービスの提供に当っては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
  - 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

### 三 介護は、特に以下の点に留意し提供する。

- 1 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行われなければならない。
- 5 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。
- 7 全各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 9 入所者に対して、その負担により、当施設の従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。

### 四 食事は、特に以下の点に留意し適用する。

- 1 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を取ることができるよう必要な時間を確保する

ものとする。

- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を取ることを支援するものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第8条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、本人又は家族が行うことが困難である場合は、本人又は家族の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第9条 管理者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、施設サービス提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用する施設サービスの継続性等に配慮して、施設サービスの目標や当該目標を達成するための具体的な施設サービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入居者や家族に対し、その内容について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額と食事の標準負担の額とする。

- 2 その他の費用は、別紙2 介護老人福祉施設 喜びの里鷺宮 その他の料金表の定めるところによる。
- 3 前1項及び前2項の費用の支払いを受ける場合には、施設は、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

- 4 前1項及び前2項に定める利用料については、介護給付費体系の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、利用契約書に基づき当該利用料を変更することができる。また、入居者は、当該変更に同意できないときは、入居者と施設双方の協議の上、利用契約を解約することができるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 入居者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 施設サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第13条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容の一

部に加えるものとする。

- 4 緊急やむを得ず入居者の身体拘束等を行う場合は、当施設の身体拘束等マニュアルに基づいて取り扱うこととする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。